

誓 約 書

令和 年 月 日

玖珠町農業委員会会長 殿

(譲受人)

住 所

氏 名

下記農地を農地法第3条の規定により 取得 ・ 貸借 することについて、農地法第3条の趣旨を尊重し、下記事項を守ることを誓約いたします。

なお、これに違反した場合には、許可を取り消されても異議はありません。

- 1 取得後は農地の管理を十分行い耕作に精進いたします。
- 2 取得後は農地を荒廃させることなく（荒廃している農地を農地に復元し）、効率的に利用して、最低3年以上は耕作の事業を行なうことを誓約します。
- 3 集落営農や経営体へ農地が集約的にまとまった形で利用されるときは、一緒に参加します。
- 4 地域や集落の農業者が一体となって取り組む水利調整、無農薬・減農薬等の栽培、共同防除等の営農活動に協力いたします。
- 5 その他、地域における農業の取り組みを阻害するような行為はいたしません。

記

土地の表示

大 字	字	地番	地目	地積 m ²	栽培予定作物

～農地法第3条の許可について～

農地法第3条は、不耕作目的、投機目的など望ましくない農地等の権利移動を規制し、農地等が生産性の高い農業経営によって効率的に利用されるように誘導するための規定です。

特に、農地を取得するための農地法第3条第1項の許可(以下「3条許可」という。)は、法第3条第2項第1号の規定により「農地を取得後に農地のすべてについて効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合」には、許可ができないことになっています。

したがって、農地を取得後にその農地を耕作しない場合または3条許可申請時に既に転用計画があり耕作する意思がない場合には、3条許可はできません。

また、3条許可を受けた農地を、正当な理由もなく耕作しないで放棄した場合には、3条許可を取り消す場合もあります。

なお、3条許可申請時に既に転用計画がある場合には、法4条許可申請か、法5条許可申請をしてください。

【第3条第2項：次の各号のいずれかに該当する場合には、許可することができない。】

(一部抜粋)

○第1号

- ・所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者又はその世帯員がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地のすべてについて効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合

○第2号

- ・農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとする場合

○第4号

- ・第1号に掲げる権利を取得しようとする者（農地所有適格法人を除く。）又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合

○第6号

- ・第1号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員の、耕作又は養畜の事業内容、その農地等の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合